

事例 8 ～ 15 と関連する過去の答弁

米艦防護 (事例 8、9、12、13)

「武器の使用」(警察権等)	個別的自衛権	集団的自衛権等
<p>[自衛艦と米艦が極めて接近しているような場合]</p> <p>● <u>武力攻撃に当たらない武器の使用</u> といたしまして、自己等や武器等の防護のための武器使用の規定、これはテロ特法の十二条あるいは <u>自衛隊法の九十五条</u> でございますが、その要件が満たされるときには武器の使用が認められておりまして、<u>このような武器の使用が、結果的に米軍艦船に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合があります</u> あり得るというふうにお答えしているわけでございます。(平成 19 年 5 月 15 日衆・安保委 山本内閣法制局第一部長答弁)</p> <p>● …… 万が一、まさに洋上給油を実施中の <u>自衛隊の艦船と米軍艦艇とが極めて接近しているような場合には、自衛艦があくまで自己等や武器等の防護のために武器を使用することが、結果的に米軍艦艇に対する攻撃を防ぐ反射的效果を有する場合があります</u> と考える。(「平成 18 年 10 月 16 日衆テロ・イラク特委伴野豊君に対する久間防衛庁長官の答弁について」(平成 18 年 10 月 18 日衆テロ・イラク特委理事懇提出))</p> <p>「武力攻撃に至らない侵害への対処」関連 自衛隊と連携して行動する米軍部隊の武器等防護 (検討中)</p> <p>自衛隊法第 95 条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、次のような要件を満たす限りにおいて、自衛隊が、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合に対処するために「武力の行使」に当たらない「武器の使用」を行うことができるよう立法措置。各種活動の運用の実情も踏まえて更に詳細に検討。</p> <p>○ 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含む。)に現に従事している米軍部隊の武器等である。</p> <p>○ 米国の要請又は同意がある。</p> <p>○ 当該武器等を防護するための自衛隊法第 95 条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限度の行為である。</p>	<p>[米艦への攻撃が我が国に対する武力攻撃であると判断される場合及び既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合における我が国防衛のために行動する米艦の防護]</p> <p>● <u>既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能</u> でありまして、また、法理としては、個別具体の事実関係におきまして、お尋ねのような、<u>米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することによって、当該米軍艦船への攻撃を排撃する</u> ということが可能な場合もあります。(平成 19 年 5 月 15 日衆・安保委 山本内閣法制局第一部長答弁)</p> <p>● 先ほどから申し上げていることは、我が国に対する武力攻撃の発生ということございまして、<u>我が国を防衛するために出動して公海上にある米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては、先ほど申しましたような、我が国に対する武力攻撃の端緒</u> といえますか、着手といえますか、そういう状況として判断されることがあり得る のではないかということをお尋ねしているわけでございます。(平成 15 年 5 月 16 日衆・安保委 秋山内閣法制局長官)</p> <p>[我が国の領海内にある米艦への攻撃の場合]</p> <p>● 先ほど先生が御提起になりました問題について申し上げますと、<u>わが国の領海内にある米軍艦に対する攻撃</u> ということでございますから、これは、<u>米軍艦に対する攻撃もさることながら、その前提にございますのは、まず当然わが国の領海内に、すなわちわが国の領域に対する武力攻撃があったあるいは発生しておる</u> ということを先生は与件としてお述べになられたというふうに私は理解いたしますが、そういう事態でございますれば、これはアメリカが判断するとか日本が判断するとか、どちらが先に判断するとかという問題ではなくて、<u>まさにわが国の領域に対します武力攻撃が発生しておる事態であろうというふうに考えられますので、それはわが国自身の問題として、わが国の自衛権が発動される状況にある</u> というふうに当然考えられるだろうというふうに存じ上げます。(昭和 56 年 11 月 9 日衆・安保特委 栗山外務省条約局長答弁)</p> <p>[我が国に対する武力攻撃が発生していない段階]</p> <p>× (中谷元委員から、弾道ミサイル発射警戒中のセンサーを有した(米)艦艇が攻撃されるとか危険な時に自衛隊が防御できるか問うたのに対し) <u>日本が攻撃される前に米艦、米国の例えばイージス艦等が攻撃された場合には、現在の状況では、できないというふうに判断せざるを得ない</u> と思います。(平成 26 年 5 月 28 日衆・予算委 小野寺防衛大臣答弁)</p> <p>× 安保条約第五条は、国連憲章第五十一条のワク内において発動するものでありますが、<u>国連憲章においても、自衛権は武力攻撃が発生した場合にのみ発動し得るものであり、そのおそれや脅威がある場合には発動することはできず</u> …… (昭和 45 年 3 月 18 日衆・予算委 愛知外務大臣答弁)</p> <p>× 私が <u>武力攻撃が発生したというときに、これは着手が入るんだ</u> ということを前にも申し上げたことがございます …… (注：武力攻撃が) 始まっていけばよろしいということをお尋ねしているのは、ちっとも変わりがないと思います。それからもう一つ、<u>準備が入らぬ</u> というのは、これはあたりまえのこと として、準備の場合にはまだ着手とはいへませんから、<u>準備の段階ではまだいかぬ</u> ということをお尋ねしたわけでありまして、決して矛盾しているものではないと思います。(昭和 45 年 3 月 18 日衆・予算委 高辻内閣法制局長官答弁)</p>	<p>[他国に対する武力攻撃が発生しているが、我が国に対する武力攻撃は発生していない場合]</p> <p>× (中谷元委員から、同時多発テロの後に海保と自衛隊の艦船が米艦をガードし、根拠は防衛庁設置法の調査・研究であったと述べた上で、今の憲法解釈でこれを自衛隊が守ることについて問うたのに対し) 武力の行使については、<u>我が国に対する武力攻撃が発生した場合における個別的自衛権の発動としての武力の行使以外のものは許容されない</u> というのが、従来からの憲法第九条の解釈でございます。御指摘の事例でございますけれども、<u>我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような米艦の防護は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であると</u> <u>する現在の憲法解釈のもとでは、行うことはできないものと考えられます</u>。(平成 26 年 5 月 28 日衆・予算委 横畠内閣法制局長官答弁)</p> <p>× 質問(注：いわゆる「オイル・ロード」防衛のため、我が国の領域外で自衛隊が他国と共同して防衛行動をとること)が、<u>我が国の領域外の海上交通路において、我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができると</u> いう意味であれば、<u>このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではない</u> と考えている。(衆・檜崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書(昭和 55 年 10 月 14 日))</p>

米艦防護（事例 8、9、12、13）（続き）

「武器の使用」（警察権等）	個別的自衛権	集団的自衛権等
	<p>[邦人への危害]</p> <p>× 憲法九条のもとで許容されております自衛権の発動としての武力の行使につきましては、政府は従来から、<u>自衛権発動は、三要件に該当する、そういう場合に限られている</u>という解釈をしてきておりますけれども、<u>一般に、お尋ねの経済的權益や在外邦人の保護のための武力の行使がこの要件を満たすことはなく、我が国がそのようなことを目的として武力を行使することは許されない</u>と考えております。（平成 14 年 7 月 3 日衆・事態対処特委 福田官房長官答弁）</p> <p>× <u>外国において日本人の生命、身体、財産 または日本政府の機関 が危殆に瀕しているという場合に、</u>ただいま申し上げました三つの要件を果たして満たすのであろうか、特に第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があることという要件を満たすのであろうかということを考えてみますと、これも断定的なお答えをすることができない場合ではあると思いますが、<u>一般的には直ちにこれらの要件に該当するとは考えられないのではなかろうか、したがって該当しない限りは 自衛隊を外国に派遣するということは憲法上認められない</u>という結論になるということでございます。</p> <p>もう一つは、<u>公海上において</u>ということになりますと、<u>日本の船舶あるいは外国の船舶に乗っている日本の国民が危害を加えられる事態に瀕している場合</u> はどうか、こういうことになるわけですが、その場合におきましても、<u>この三要件のうちの第一要件を満たしているかどうかということとの関係におきましては、やはりただいま申し上げたのと同じ問題ではなかろうか</u> というふうに一般的には考えております。（平成 3 年 3 月 13 日衆・安保特委 大森内閣法制局長官答弁）</p>	

強制的な船舶検査（事例10）

「武器の使用」（警察権等）	個別的自衛権	集団的自衛権等
<p>[周辺事態法案に基づく船舶検査活動]</p> <p>●上述のような態様で行うこの船舶検査活動（注：監視、呼びかけ、進路変更の要請やこれに応じない場合の説得等）は、制裁対象国との関係を含め、<u>武力の行使または武力による威嚇に当たるものではなく、憲法上問題となることはない</u>と確信しております。（平成11年2月24日衆・予算委 野呂田防衛庁長官答弁）</p>	<p>[海上輸送規制法に基づく停船検査等]</p> <p>●本法案（注：海上輸送規制法）に基づきます停船検査等は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した場合に、<u>自衛権の行使に伴う必要最小限度の範囲内の措置</u>として行うものでございます。憲法で禁止されておる交戦権の行使に当たるものではございません。（平成16年4月13日衆・本会議 石破防衛庁長官答弁）</p> <p>●（注：海上輸送規制法に伴う停船検査等は、自衛権の行使に伴う措置でございます。自衛権の行使の要件を満たすことは自衛権の行使に伴う措置でございますので必要でございますが、自衛権の行使に伴う措置というのは自衛権の行使そのものという概念とはぴったり重なるというふうには考えておりません。（平成16年5月27日衆・イラク特委 石破防衛庁長官答弁）</p>	<p>[警告射撃等、強制的措置を伴う場合]</p> <p>×（注：公海上の臨検が）武力の行使に当たるかどうかという御質問につきまして、<u>個々の事案に応じて判断する必要がありますので一概にお答えするのは困難ですが、一般論として申し上げるならば、外国船舶に対して、国際法上の正当な法的根拠なく、実力の行使を伴う強制的措置をとれば、そのような行為が武力の行使と評価される可能性、否定はできません。</u>（平成26年3月7日衆・予算委 岸田外務大臣答弁）</p> <p>×今、概念的、抽象概念として捉えると、<u>集団的自衛権の行使ということ</u>は、なかなかこれはすぐに理解できにくいし、今委員がおっしゃったように、地球の裏側に行ってアメリカと一緒にどこかの国を攻めるかというような、そういう極端な飛躍があるわけでございますが、例えば、<u>我が国の近くで武力攻撃が発生して、米国がそれに対応して集団的自衛権を行使している中において、攻撃をしかけた国に武器弾薬を供給しようとしている船舶を、米国からその船舶をとめてくれと言われても我が国は対応できない、それでいいのかどうかということですね。</u>平成25年10月22日衆・予算委 安倍総理大臣答弁）</p> <p>×・・・<u>船舶検査活動について、御指摘の強制力の付与によりまして憲法九条が禁止する武力の行使に当たるおそれがないかどうか、それはいわゆる旗国との関係の問題もございまして、また制裁対象国と言われる国との関係もございまして、そのようなものにつきまして慎重な検討を行うこととなる、</u>かように思います。（平成18年10月26日参・外交防衛委 宮崎内閣法制局長官答弁）</p> <p>×それと、いわゆる戦争が違法でなかった時代の伝統的な国際法の下で認められていたいわゆる戦時臨検と言われるものもございまして、現代の国際法の下においては、<u>この戦時臨検というものは、武力行使の一環として、その武力行使が国連憲章上認められる場合に限られる</u>というふうに御理解をいただければと思います。（平成18年10月24日参・外交防衛委 小松外務省国際法局長答弁）</p> <p>×<u>集団的安全保障措置の一環である船舶検査活動において警告射撃等を行うことを内容とする法案につきましては、そのような行為を伴う船舶検査活動が制裁対象国及び船舶の旗国との関係で憲法九条が禁止する武力の行使または武力による威嚇に当たらないかどうかについてさらに慎重な検討がなされる必要がある問題である、</u>このように私どもは現在のところ考えております。（平成11年5月12日参・防衛指針特委 大森内閣法制局長官答弁）</p>

弾道ミサイル迎撃（事例11）

「武器の使用」（警察権等）	個別的自衛権	集団的自衛権等
<p>[我が国に飛来する弾道ミサイルの場合]</p> <p>● 今回の法制（注：弾道ミサイル等破壊措置）というのは、国民の生命財産に対する被害を防止するため、我が国として必要な措置をとった。その必要な措置、これは自衛権の行使というとならなくて、いわば自衛隊法上の任務として、公共の秩序の維持というふうにしております。これをあえて整理するとなれば、<u>警察権の行使というふうに位置づけてもいい</u>のではないかと思っております。（平成17年3月25日衆・安保委 大野防衛庁長官答弁）</p> <p>[我が国に被害がもたらされるおそれなく他国に飛ばされている弾道ミサイルの場合]</p> <p>× 全く我が国に被害がもたらされるおそれがない、<u>ただ武力攻撃としてA国からB国に飛ばされている弾道ミサイルを途中で邪魔をするという行為は、これは、いかなる意味でも警察活動と言うことはできない</u>わけですね。これは、武力の行使、まさに実力をもってこれを阻止するということに当たるとしか言えないということでもありますから、<u>警察権の行使とは言えない</u>というふうに申し上げているわけです。（平成17年2月24日衆・安保委 阪田内閣法制局長官答弁）</p>	<p>[我が国に飛来する弾道ミサイルの場合]</p> <p>● ……まず、弾道ミサイルにつきましては、我が国に飛来する相当の蓋然性があり、<u>自衛権発動の三要件を満たす場合には、その迎撃は我が国の自衛権の行使として当然認められる</u>というふうに考えますし……（平成19年5月15日衆・安保委 山本内閣法制局第1部長答弁）</p> <p>● <u>我が国に向けて飛来する弾道ミサイルにつきましては、それが実際に我が国に対する武力攻撃であったとしても……法制的には警察権という、先ほど申し上げた警察権のような形で御説明を申し上げますけれども、客観的に評価したときに、自衛権として見たとしても、それは許される場合に当たる</u>のであろうかというふうに思っています。（平成17年3月25日衆・安保委 横畠内閣法制局第2部長答弁）</p>	<p>[他国に向かう弾道ミサイルが他国に対する武力攻撃である場合]</p> <p>× 一般論として、我が国に飛来する蓋然性のない、他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが他国に対する武力攻撃である場合には、<u>我が国がそれを撃墜することは憲法上の問題が生じ得る</u>というのがお答えでございます。（平成19年5月15日衆・安保委 山本内閣法制局第1部長答弁）</p> <p>× <u>他国に向かう弾道ミサイル</u>につきましては、それが <u>実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ない</u>のではないかと考えておまして、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。（平成17年3月25日衆・安保委 横畠内閣法制局第2部長答弁）</p>

「武器の使用」(警察権等)	個別的自衛権	集団的自衛権等
<p>[外国による武力攻撃の一環として敷設されたものではない機雷]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●・・・その敷設国が武力侵攻を容易にするため相手国の港湾を封鎖するなどの武力攻撃の目的を持っており、その武力攻撃の目的のために機雷を敷設し、かつかかる敷設目的が維持されている機雷が武力攻撃の一環として敷設されている機雷であると考えられるわけです。したがって、それ以外の機雷、すなわち <u>もともと武力攻撃の一環として敷設されたものでない機雷</u>とか、あるいは一たん武力攻撃の一環として敷設されたがその後はその目的が失われている機雷、それから、例えば・・・敷設国等が外国に対する港湾封鎖等の武力攻撃の目的のためでなく、単に周辺国等に不安や混乱を生ぜしめるために隠密裏に公海上に敷設したような機雷、これらはいずれも我が国が憲法の範囲内で機雷掃海できるという考え方でございます。(平成9年6月17日衆・外務委 秋山防衛庁防衛局長答弁) ●遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するという事は、単に海上の危険物を除去するにとどまり、<u>その外国に対する戦闘行動には当たりません</u>ので、憲法上禁止されるものではないと、これが機雷掃海に関する私どもの基本的な考え方でございます。(平成9年6月16日参・内閣委 大森内閣法制局長官答弁) ●・・・浮遊しているか定置されているかを問わず、<u>公海上に遺棄されたと認められる機雷について</u>、それが我が国船舶の航行の安全にとって障害となっている場合に、その航行の安全を確保するために、<u>これを除去する行為は武力の行使に当たるものではなく、自衛隊法上可能である</u>旨を答弁したものである。(参・黒柳明君提出ペルシャ湾の安全航行確保問題に関する質問に対する答弁書(昭和62年9月29日)) ●ペルシャ湾においても、公海上で日本のタンカーが来るといふのに危ない、そういうところで除去するのは法的にどうかと言えば、法的にそう差があるとは思わない、同じ日本の船舶の安全のために、障害を除去するということがあります。ですから、私は、<u>法的には武力行使にも当たらないし、遠いところに行ったからといって海外派兵という、いわゆる派兵というものに当たらない</u>ものであろう、そう解釈されます。(昭和62年8月27日衆・内閣委 中曽根総理答弁) 	<p>[外国による武力攻撃の一環として敷設された機雷であり、自衛権発動の要件を満たす場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般的に申し上げますと、<u>外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為</u>、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがって、<u>自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません</u>。(平成9年6月16日参・内閣委 大森内閣法制局長官答弁) <p>[我が国に対する武力攻撃が発生した場合に我が国向けの物資を輸送する第三国船舶への攻撃を排除すること]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●理論上の問題として言えば、<u>わが国に対する武力攻撃が発生し、わが国が自衛権を行使している場合において、わが国を攻撃している相手国が、わが国向けの物資を輸送する第三国船舶に対し、その輸送を阻止するために無差別に攻撃を加える</u>という可能性を否定することはできない。そのような事態が発生した場合において、たとえば、その物資が、わが国に対する武力攻撃を排除するため、あるいはわが国民の生存を確保するため必要不可欠な物資であるとすれば、<u>自衛隊が、わが国を防衛するための行動の一環として、その攻撃を排除することは、わが国を防衛するため必要最小限度のものである以上、個別的自衛権の行使の範囲に含まれる</u>ものと考えます。(昭和58年3月15日参・予算委 谷川防衛庁長官答弁) 	<p>×質問(注:いわゆる「オイル・ロード」防衛のため、我が国の領域外で自衛隊が他国と共同して防衛行動をとること)が、我が国の領域外の海上交通路において、<u>我が国以外の国に対する武力攻撃に対処するため、自衛隊が当該国と共同して武力行使をすることができるか</u>という意味であれば、<u>このような自衛隊の行動は、集団的自衛権の行使であり、憲法の認めているところではない</u>と考えている。(衆・榎崎弥之助君提出最近の防衛力増強に関する質問に対する答弁書(昭和55年10月14日))</p> <p>[外国により武力行使の一環として敷設されている機雷]</p> <ul style="list-style-type: none"> ×(中谷元委員から、機雷の敷設は武力行使であり、各国がそれを除去している時に我が国が参加できるか問われ)御指摘のありました、<u>我が国に対する武力攻撃が発生していない場合におけるそのような機雷の除去につきましては・・・我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限り自衛権の行使が可能であるとする現在の憲法解釈のもとでは、行うことができない</u>ものと考えられます。(平成26年5月28日衆・予算委 横島内閣法制局長官答弁) ×一般的に申し上げますと、<u>外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為</u>、これは一般にその外国に対する戦闘行動として武力の行使に当たると解せられます。したがって、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行動の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではございません。<u>しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではと考えている次第で</u>ございます。(平成9年6月16日参・内閣委 大森内閣法制局長官答弁)